

猫アズカル 一時預かり誓約書

1. 無償の預かりについて

・預かり主は猫の一時預かりを無償で行います。依頼主に対し預かり料金等、一切の金品の請求を行いません。

2. フード・日用品等について

・一時預かり中のフードや日用品等は原則として預かり主が負担します。その際も預かる猫に適切なフードや日用品を提供します。

・保護猫については依頼主より申し出があった場合、特別なフードや日用品が必要な場合、多頭、長期間の預かりの場合のみ常識的な範囲で受け渡すこととします。

・飼い猫については依頼主が全て負担します。

3. 必要経費について

・猫の受け渡しの際にかかった交通費等の必要経費については、両者の合意のもとで受け渡すこととします。

・猫を預かっている期間中、猫が預かり主の家の設備や備品を破損したり汚したりした際の修繕費、弁償代等については両者で話し合い、合意のもとで必要金額を支払うこととします。

・この時、預かり主側も見守りが十分であったかどうかをよく検討し、不当に依頼主に負担を負わせないこととします。

・この時、預かり主は領収書等を開示し、依頼主に適切な金額のみを請求します。

4. 預かり期間・内容について

・預かり期間は事前に依頼主と預かり主の間で取り決めを行います。

・しかし、一方から「預かり期間、または内容を変更したい」と申し出があった場合、もう一方は理由の如何にかかわらずすみやかに対応します。この時、両者共に預かり期間を不当に延長することはできません。（猫を返還しない、引き取らない等）

5. 所有権について

・猫の所有者は依頼主に属します。

・本誓約書及び猫アズカル記載内容に対しての違反が認められた場合、ならびに猫を飼育するのに不都合な事実の隠ぺい（経済面・健康面等）、または本誓約書記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または登録内容（住所・メールアドレス等）変更の際し一方への変更通知を故意に怠った場合、その時点で猫はすみやかに依頼主に返還することとします。

- ・預かりに際しての約束が守られていない（本誓約書への違反）と一方が判断した場合は、契約不履行として猫を返還することとします。

- ・預かり主が猫の飼育者として不適格であると依頼主が判断した場合、預かり主と依頼主の信頼関係が損なわれた場合にも、依頼主からの猫の返還請求に応じなくてはなりません。

6. 譲渡について

- ・猫アズカルを通した譲渡は行いません。両者共に譲渡に同意した場合は必ず外部の里親募集サイトを利用し、その規約に従うこととします。

7. 猫の飼育環境について

- ・預かり主は猫を適切な飼育環境において安全に飼育しなければなりません。
- ・預かり主は猫を預かる際に必要な備品（ケージやトイレ等）を事前に用意し、猫が安全で快適に過ごせるよう努めます。
- ・預かり主は愛情と責任を持って猫を飼育します。一般家庭で暮らすための適切なしつけと健康管理をします。
- ・預かり主は、依頼主からの猫の面会請求に応じなくてはなりません。それにより飼育状況につき改善要求が出された場合には誠意を持って対応し、猫の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。依頼主はそのための相談に応じたり指導する義務があります。
- ・預かり主は、一時預かり中に転居する場合は必ず事前に依頼主に報告しなければなりません。

8. 猫の安全管理について

- ・猫は完全に室内で飼育することとします。庭やベランダには絶対に出しません。
- ・預かり主は猫を預かる際に脱走対策を徹底します。万が一脱走した際はすみやかに依頼主に連絡し、あらゆる手段を講じて捜索します。
- ・万が一の事故（対人・対動物等）や怪我等の際は、ただちに依頼主に連絡します。事故の対応は依頼主と相談して行います。

9. 預かり期間中の報告について

- ・預かり主は猫の預かり期間中、猫の状況や生活の様子等を定期的に依頼主に報告します。

10. 猫の医療費について

- ・医療費は、原則として依頼主が負担します。但し、獣医師に掛かる前に必ず依頼主に連絡して両者の相談のもと合意した動物病院にかかってください。

（事前に連絡がない場合、依頼主の合意のない動物病院にかかった場合は、医療費の負担ができない場合があります。）

・高額（5万円以上）の医療費が必要な場合、高額の医療費を必要とする場合は、事前に依頼主に連絡し判断を仰いでください。

11. 不妊・去勢手術について

- ・成猫の場合、特に不妊・去勢に不都合な疾患がない場合は必ず避妊去勢手術をすることとします。
- ・子猫の場合は適齢期になったら必ず避妊去勢手術をすることとします。
- ・避妊・去勢手術代金は依頼主が負担します。実施に際しては必ず両者の相談のもと合意した動物病院にて実施することとします。

12. 混合ワクチンの接種について

- ・時期により混合ワクチンの接種が必要な場合は必ず接種させることとします。
- ・ワクチン代金は依頼主が負担します。必ず両者の相談のもと合意した動物病院にて実施してください。

13. 預かり主と依頼主の両者が活動中に知り得た情報は取り扱いに注意し、許可なく使用したり他者への開示、漏洩をしません。また活動の停止後も秘密情報の使用や他者への開示、漏洩をしません。

14. 預かり主と依頼主の間における融和を保ち、相手の風評を害したり、誹謗中傷したりしません。

15. 預かり主と依頼主の間のトラブルについて

- ・万が一預かり主と依頼主の間でトラブルが発生した際は、両者で解決することとします。猫アズカルが直接介入することはありません。

預かり誓約書

依頼主（ _____ ）と預かり主（ _____ ）との間で、規約を熟読した後、両者合意のもと、以下の通り猫の一時預かり契約を締結した。

猫（ _____ ）（ _____ 頭）・（仮名： _____ ）
性別（オス・メス）・毛色（ _____ ）・推定年齢／月齢（ _____ ）
特徴（ _____ ）
一時預かりル期間（ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

上記の一時預かり契約を証するため、本書を2通作成し、依頼主・預かり主各自が署名捺印の上、1通を所持するものとする。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(依頼主)

氏名 _____ (印) 身分証 No. _____ (種類 _____)

住所 _____ 電話 _____

(預かり主)

氏名 _____ (印) 身分証 No. _____ (種類 _____)

世帯主氏名 _____

住所 _____ 電話 _____

本人以外の連絡先 _____ (続柄 _____)

※実家や兄弟姉妹、息子・娘家族など

【個人情報の取り扱いについて】

本契約により得た個人情報は、猫の預かりのみにおいて使用し、他に転用・開示はしません。

ただし、動物の虐待や遺棄などの犯罪の防止目的に限り、警察および関係諸機関に他に情報を開示する場合があります。

猫アズカル

<https://neko-azukaru.com/>